

平成24年度 第2回奈良県青少年問題協議会議事録

1. 日時・場所

日時：平成25年2月13日（水） 13：30～15：00

場所：奈良県文化会館 会議室A・B

2. 出席委員（敬称略、順不同）

奥田 喜則（奈良県副知事）

藤野 良次（奈良県議会文教くらし委員長）

吉田 弘明（香芝市長）

千原 美重子（奈良大学教授）

川上 範夫（九州産業大学大学院特任教授）

岡本 真寿美（奈良県PTA協議会副会長）

小西 昇（奈良県青少年指導員連絡協議会会長）

宮崎 美和子（社会福祉法人奈良いのちの電話協会）

小北 道大（財団法人奈良青年会議所理事）

3. 協議会の開会

- ・ 新任委員の紹介
- ・ 関係事務局の紹介
- ・ 【委員 7】の挨拶

本日は、奈良県青少年問題協議会を開催できましたこと、また、委員の皆様にはご多忙の中ご出席いただきましたこと、心よりお礼申し上げます。

今日議論いただくのは、奈良県青少年の健全育成に関する条例及び、その施行規則の一部の改正の検討についてです。中でも、インターネットが普及し、青少年がパソコンや携帯電話等を通じてインターネットを利用する機会が増加しておりますが、この問題について、規制をかけるのが非常に難しい分野の一つです。今後も行政が一丸となってフィルタリングや、健全な使用を呼びかけるべく、いろんな規制を行いたいと思います。今日は先生方から貴重なご意見を賜り、今日の協議会が実のある協議会になりますよう、心からお願い申し上げます。

- ・ 議事録署名人の指名

議事録署名人については川上委員と岡本真寿美委員が指名された。

4. 配付資料

- ・[資料1] 青少年が利用するインターネットをめぐる状況
- ・[資料2] 青少年健全育成条例及び同施行規則一部改正の検討について
- ・[資料3] 青少年の携帯電話使用に関する説明書
- ・[資料4] 「奈良県青少年の健全育成に関する条例」一部改正に関する関連データ集
- ・[資料5] 奈良県青少年の健全育成に関する条例
- ・[資料6] 奈良県青少年の健全育成に関する条例施行規則
- ・[資料7] 奈良県青少年問題協議会条例

5. 議事概要

(1)

【幹 事】

『奈良県青少年の健全育成に関する条例及び同施行規則一部改正の検討』について

資料1 「青少年が利用するインターネットをめぐる状況」について

昭和51年奈良県青少年の健全育成条例を制定

平成15年条例の一部改正。インターネットに係る自主規制等を新たに規定。すべての県民に対して青少年がインターネットを介して有害情報に触れることを防止するための自主的な取り組みを基本原則として規定。

県は、インターネットに関係する事業者に対して、フィルタリングサービス、フィルタリングソフトウェアの導入を推進。保護者に対しても青少年が使用する携帯電話等へのフィルタリングサービスの普及を呼びかける啓発を強化してきた。

国は平成20年、青少年インターネット環境整備法を制定。

青少年の権利を擁護することを目的に、青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境を整備するための法律。青少年が携帯電話を使用し、インターネットを利用することに関して、携帯電話の事業者がフィルタリングサービスの提供義務を課し、青少年がインターネットを安心して安全に利用できる仕組みを作ることを唱えたもの。

しかし現状では次のような状況により青少年が有害情報にアクセスする機会が増加する危険が生じてきている。

- ・事業所で、インターネット利用の危険性についての説明が十分に果たせていない可能性がある。
- ・保護者が携帯電話事業者に申し出れば、フィルタリングを簡単に解除できる。

・スマートフォンが急速に普及している。

県ではこのような状況を受け、青少年が適正にインターネットを利用するための啓発活動を強化している。

平成19年に、県・県教育委員会・警察・携帯電話事業者・PTA団体・青少年団体を中心とする実行委員会「青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム」を設立。フィルタリングの利用による青少年の適切なインターネット利用の推進、インターネット利用により犯罪被害に遭わないようにするための各種啓発活動を実施している。

◆青少年の利用する携帯電話の現状

資料4（データ集）では、全国と奈良県の状況を比較。

- ・携帯電話所有率 小中高校生すべての段階で全国平均を上回る。
- ・フィルタリングサービス利用率 全国平均を下回り、高校生では全国ワースト2という状況が昨年発表された。

◆販売店、青少年、保護者の問題（資料1）

携帯電話販売店での保護者や青少年に対する携帯電話利用・インターネット利用の危険性に関する説明は、携帯電話事業者の自主的な取り組みに任されている。各携帯電話事業者が説明資料を自ら作成し、携帯電話販売店で説明されている。しかし、「従来型携帯電話とスマートフォンの違い」や「インターネットの危険性」、「フィルタリング利用の重要性」を保護者や青少年に認識してもらうために十分な内容になっているか、疑問が残る。

啓発について、本来啓発が必要な保護者等の参加は少ない。

◆スマートフォンをめぐる問題

スマートフォンは

- ・無線LAN回線にもフィルタリングサービスを設定しなければ、フィルタリングがかからない
- ・従来型携帯電話ではアクセスできないような情報にもアクセスできる。
- ・新たなアプリケーションが次々に登場し、インターネット上で面識のない者と知り合う機会が増え、結果的に犯罪被害へと繋がりやすい。

◆インターネット普及で危険が増すみだらな性行為等への規制の問題

奈良県内では、インターネットを利用して青少年と出会い、みだらな性行為に及んで、被疑者が逮捕されるという事件が毎年のように報道されている。

全国では、スマートフォンを利用して青少年が犯罪被害に遭う事件が増加。友人探しを目的としたアプリケーションを使用した結果、青少年がみだらな性行為や児童売春の被害者となる事件が報道されている。

◆今後の対応方針

青少年の健全育成を図ることを第1目標に、携帯電話を中心としたインターネット利用環境を整備し、インターネットを利用して発生する青少年の健全育成を阻害する行為を未然に防止する仕組みを実現する。

他府県の状況は、18都府県において、法を補完する形で育成条例が整備されている。

特に携帯電話について、携帯の販売時にインターネットの危険性やフィルタリングの重要性を説明する義務を設けたり、フィルタリングサービス解除の手続きの厳格化などを規定する県が多い。

奈良県においても検討課題を洗い出し、全国の事例を参考に、青少年の健全育成条例の見直しを検討している。

資料2

法は、基本原則の中で、基本理念と国及び地方公共団体の責務、関係事業者の責務、保護者の責務等を明らかにしている。県の条例では、インターネットに係る自主規制等を謳っている。このふたつを合わせて、青少年有害情報の排除に向けた関係者すべての自主的な取り組みを推進していく仕組みを考えたい。

◆説明義務、フィルタリングサービス提供の仕組み

(資料左側) 法によると、保護者は携帯電話等の使用者が青少年であることを事業者申し出る義務を負う。事業者側については、使用者が青少年か否かを確認する義務を謳っていない。

また、事業者は青少年が使用する場合、フィルタリング提供の義務を負うが、インターネットの危険性などの説明義務は課せられていない。

一方、保護者がフィルタリングを利用しない旨を申し出た場合、フィルタリングサービスは提供されない。

これらの問題点を解消する仕組み作りが必要。

◆事業者が青少年か否かを確認

携帯電話等の使用者が青少年であるか否かを契約時に事業者も確認する仕組みを作りたい。

◆事業者による保護者への説明

事業者の保護者への説明義務を奈良県の条例にも謳っていききたい。

さらに、奈良県独自の説明書(資料3)を販売店に置いて、事業者が保護者等に説明する際に使用してもらうことを考えている。

(資料3より)

1. 保護者は青少年のインターネット利用状況について把握し、フィルタリン

グサービスの利用などにより適切に管理することが求められている。

2. 青少年がインターネットを利用することにより、青少年有害情報を閲覧などする機会が生じ、不適切な利用により犯罪に巻き込まれる恐れがある。

それぞれの下に、具体的にどのようなことかを書くようにしている。これらを事業者が、販売時に説明することで、保護者が正しい知識・意識を持ち、フィルタリング利用が推進されることを考えている。

(資料2に戻る)

◆保護者がフィルタリングを利用しない旨を申し出る場合

フィルタリングを利用しない場合、保護者による書面提出義務を検討している。フィルタリングを利用しない理由として、

- ①青少年が就労している場合、フィルタリングサービスを利用することで、就労に著しい支障を生じる場合。
- ②障害をもっている場合や疾病に罹っているという場合。
- ③保護者が青少年のインターネット利用状況を把握することで、適切に管理されている場合。などの理由を条例上設けてはどうかと考えている。

資料3の裏面には、どういう場合にやむを得ない理由と認められるかを記載している。

ただ単に子どもを信用しているからフィルタリングサービスを利用しない。というような理由でフィルタリングサービスを利用しないことのないようにしていきたい。

◆事業者の説明義務

事業者へ説明義務を課すことも、条例改正で考えている。これに従わない場合は、勧告や公表により、徹底をはかりたい。また、携帯電話販売店についても立入調査をおこない、条例が適切に運用されているかどうか調査し、仕組みが円滑に動いているかどうかを把握したい。

◆保護者の責務

インターネット利用に対しても保護者の役割の重要性を明らかにしていきたい。

◆青少年の定義の見直し。

「6才以上18歳未満の者」と現行条例では規定されているが、6歳未満の幼児であっても有害環境の影響を受ける、この部分の規定の見直しを考えている。

◆罰則の見直し

インターネットに起因して多発しているみだらな性行為等の抑止をはかるためにも、罰則の見直しを検討している。

以上、現在検討を進めている青少年の健全育成条例の改正の考え方を中心に今後の取り組みを説明した。

〈委員からの意見〉

【委員 1】

スマートフォンが急激に普及している状況で、この条例の見直しは遅きに失している。もう少し早く対応すればよかったのではないかと思う。

事業者の今の対応について聞きたい。この条例の改正で事業者が集中して説明をすることが可能になるという理解でよいのか。

【幹 事】

今は、事業者の自主的な判断によって各事業所で様式を定め説明している。データ集（資料4）の、販売環境の現状について全国と奈良県を比較しているが、「販売時にフィルタリングの説明を受けたか」という項目について奈良県は全国を下回る。また、説明の姿勢（販売店の説明がおおむね十分で熱意を感じられたか）は全国 59 % に対して奈良県 43 % と低い。

昨年、事業者との意見交換を行い、説明義務については積極的に行うとのことであった。

説明時に使用する奈良県独自の様式（資料3）については、これから事業者と話し合って内容を詰めていく予定。

【幹 事】

事業者側の説明は、事業所の自主的な対応として取り組まれている。今回の条例改正において、説明すべき項目として6項目を検討している。この項目を必ず説明することと規定し、その案として資料3（案）を作成している。県内すべての販売店でこの資料を使用し説明すれば、説明の水準を一定に保てる。さらに、事業所の自主的な資料と合わせて説明すれば、充実した説明が可能となる。

また、これについても立入の対象とすることを検討している。店舗でどのような状況で説明されているか、県の職員等が立ち入りを行い、質問や資料の提出により条例の実効性を担保していくことを検討している。

【委員 1】

条例の提案時期は6月頃になると予想されるが、それまでの間も事業者に対応していると聞いており、一定の評価をする。

全国の状況について、今現在、条例改正や検討をしている都道府県は何件あるか。

【幹事】

(資料4・3枚目) 18県については一覧の通り。インターネット整備の欄に記載。佐賀県は昨年12月議会で条例改正が行われ4月1日施行予定。大分県は2月議会で提案予定。

【委員 2】

親の立場から。多くの中高生がスマートフォンを持ち、フィルタリングはかかっていると聞いている。親に「かけないでくれ」と言えばフィルタリングはかからない。

フィルタリングをかけない場合の手続きが厳格化されたとしても、3番目(資料3裏面の③)が抜け道になる。子どもはスマートフォンや携帯を他人から見られないようにロックするので、親が子どもの携帯を管理することや、閲覧することはおそらく無理。親が履歴を閲覧するサービスを利用しなければならない規則にしない限り、子どもの携帯電話を親が管理することは無理。

この春、卒業し高校に入る子はスマートフォンに買い換えるのではないかと思うが、条例の施行はそれ以降になるため、その子たちは抜けてしまう。また、現在スマートフォンを使用し、フィルタリングがかかっていない子どもについてはどうなのか？

【幹事】

資料3裏面の③「保護者が適正に把握することにより有害情報を閲覧主張することがない場合。」が抜け道になるのではということについて。

法律では、フィルタリングの利用については最終的には保護者が判断することとなっている。青少年を直接監護・養育する立場にある保護者がそれぞれの教育方針及び青少年の発達段階に応じて判断するのが適当である、というのが青少年インターネット環境整備法の逐条解説。フィルタリングそのものを義務化することはなかなかできない。それであるからこそ、説明義務の中身において、契約の現場・もしくは機種変更の現場において必要な説明を行い、十分に判断できる材料を提供していく。その上で保護者の適切な判断を期待していくというのが、今回の条例改正の基本的なスタンス。

現在スマートフォンを使用している青少年は多数に及び、また、フィルタリングがかかっていないという声もよく聞いている。これについては、青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアムという実行委員会を組織しており、出張講習会などにおいて啓発を進めている。高校生を対象に従来型携帯電話とスマートフォンの違いについての説明から、スマートフォンを上手に使わないと、どのような危険があるかなどを個々具体的に説明する講習会を開催している。県教委も警察も保護者や青少年にどんどん情報を流し

ていくことを進めていると聞いている。条例改正に進むまでの間についても、現状の啓発の仕組み等を利用して、適切なスマートフォンの使用に繋がる啓発を進めていきたい。

【委員 3】

啓発活動について、法律だけでは事業者任せだと感じる。連携が大切だと思う。保護者に対する啓発。フィルタリングの普及啓発の推進。各公立学校での通知は今まではどうだったのか、今後条例改正に当たって、どのように一歩踏み込んだ活動・啓発を行うのか。

【幹事】

今までは従来型携帯電話を中心に、現在はスマートフォンが増加している状況を前提に啓発を進めていた。

今後もスマートフォン利用が増加していくので、従来型携帯電話とスマートフォンの違いについての説明に重点を置いていく。「スマートフォンはパソコン（タブレット端末）に通話機能がついたものであり、従来型携帯電話とは根本的に原理が異なるものである。」という理解からスタートし、スマートフォン特有の危険性を分かってもらえるような啓発を重点的に行いたい。

【委員 7】

条例改正を検討していく中で、事務局・教育委員会・警察を含めて、学校現場でどういう形の啓発活動を行うか具体的に検討し、次回の会合で提示するように。

啓発の内容を考えておいてもらいたい。

【委員 4】

条例の効力について。指導員として立入検査に行っているが、同じような状態が続いていることに対して、ただ単に定期的に巡回するだけでは、また来ていると思われるだけ。育成条例に対して罰則について、効力のあるような条例なのか。親に対して・事業者に対しての罰則を書いているのか。このような育成条例があるのならば親に対しても義務化をしていかなければならないのではないかと。

【幹事】

携帯電話についての育成条例の罰則は、検討課題として挙げていない。条例の規定に従わない事業者等への勧告・公表規定を設けることを検討している。事業者へのヒアリングにおいても、条例に規定された場合、確実に条例を遵守すると確約をいただいている。事業者は名の通った企業であり、規定違反として公表されると社会的イメージに傷がつくため、事業者側は法令遵守に非常に気を使っている。これらを考慮し、勧告・公表という規定を採用できればと考えている。

また、立ち入りにおいて、使用している説明資料や、手続きの流れなども細かくチェ

ックし、結果を事業者側にフィードバックし、改善点を確実に改善し、その結果について報告を求めたいと考えている。

保護者に対する処罰について、青少年健全育成条例は青少年の健全育成が主な目的であり、そのためには親の適切な監護の下で育成されるというのが基本と考えている。育成条例は保護者と青少年を裂くのではなく、青少年の健全育成のために保護者にもがんばってもらおうという精神の条例である。今回の条例改正でも保護者への罰則は考えていない。

【委員 5】

フィルタリングそのものが目的ではなく、青少年を有害環境から守ることが目的であるなら、自主規制や事業者側・販売をする側にやや偏っている。事業者が流しているコンテンツを縛ることが大切ではないのか。コンテンツを流す事業者側の縛りをどのように進めていく考えをもっているのか。

規制や処罰の厳しい都道府県の、そういった事案の発生率は奈良県と比べてどうなのか。

都道府県の中で人口当たりの発生率はどうなのか。またその、相関関係はどうなのか。

【幹 事】

コンテンツを流す側への規制について。ホームページ作成側や運営側への規制は、全世界が相手になる。しかし、条例は奈良県の範囲内では規制できないため、条例での規制は難しい。現状では、条例の19条の2インターネット上の自主規制として事業者側への自主規制を求めている。

処罰の厳しさと人口あたりの発生率の関係について。

人口あたりの発生率は次回協議会において回答。

【委員 4】

最近の状況から、説明書（資料3裏面）の最後の「次の理由には該当しません」をほとんどの保護者が選択するのではないかと思う。親は携帯・インターネットの状況について分からず、子どもの方がついていくのが早いため、子どもが主導権を握ってしまう。そこに、例えば告知義務の中に親に対する罰則もあると、親がもう少し真剣になるのではないかと思う。そういうことも視野に入れるべきではないか。

一方で、インターネットに関しては、健全育成条例の中に入れ込むべきものなのかも思う。条例を半年ごとに変えないといけないスピードになってくるのではないかと思う。考え方を固定しない方がよいのではないかとも思う。

【幹 事】

今回の条例改正に当たって資料3の説明資料を作った。事業者備え付けの説明書はあるが、事業者の説明を保護者が理解できていない部分もある。状況が進んでいくので、

インターネットの危険性やフィルタリングを知らない保護者もいる。まず、保護者にどうすることが青少年を守るために必要なのか。「青少年を有害情報から距離を置いた状況を作りたい」というのが大きな趣旨。このために、フィルタリングを利用してもらいたいというのが強い思い。まず統一様式をすべての事業者に備え付けて説明し、フィルタリングサービスを利用しないというのは限られた状況であることを理解してもらいたい。

現状は、簡単な説明を受けて、理解しないままフィルタリングを解除している状況が多いと思う。青少年を守る環境として、保護者の責務としてこういうことが必要だと理解してもらいたい。青少年がさらされている状況を理解してもらい、分かった上でフィルタリングサービスを利用しない場合には厳格に考えてもらいたい。という思いをもってこれを作成した。これは案であり、さらに精査して作成したい。改定に当たっての我々の考え方は個々に記した。

【委員 6】

フィルタリングというのは、例えば刃物で言えば「切れないようにして安全にするのか、よく切れるけれども使い方をよく考えろ」というのか、一体何を狙っているのか。

【幹 事】

使えば便利なコンテンツや居所を分かるようなアプリ。保護者にとっては便利だが、悪用すれば携帯を持った少女がどこにいるか分かる。諸刃の剣。非常に切れる刃物であり、使えば非常に便利だが、けがもすることを分かってもらいたい。結果的には刃物を使えるようになるまでは判断ができるまでは使わないようにする方法を進めたいと思っている。

【委員 6】

青少年対策の問題としてコントロールする側の話・罰則は必要であり、一方で、人に迷惑をかけたり、人を傷付けてはいけないでしょうという啓発・啓蒙の両輪が必要なのではないかと。奈良県は両輪でやるんだということを訴えていただきたい。

【幹 事】

事業者・保護者の責務に加えて、使う青少年に対しても十分な啓発を行っていく必要があると考えている。努力したい。

【委員 1】

すでにそういうことは県教委や奈良県警はかなりいろいろとやっていると聞いている。そこは資料としてきっちり付けて下さい。PTAでも啓蒙啓発はやっているし、それでもなおかつこういう問題が起きている。条例を作ったからなくなるものでもない。2重にやらなければならない。でも、今までも、しっかり教育委員会も県警もよくやっ

ていると聞いている。そうでないと条例ばかりがという形になる。

【委員 6】

根源的な話として、なぜ若者がスマートフォンやインターネットに走るのか。

青少年はみんなつながりや関係に飢えている。我々大人が世の中を断裂させ、人間関係を壊してきた結果である。その最もひどいことが、携帯やスマートフォンというところで起こっていると思う。先ほど言った「啓蒙」はもっと深い意味で、例えば心の関係性、人間の関係性、命の大切さなど根本的な倫理に関するところまで深めた啓発・啓蒙を行わないとこういう問題は解決しないと思う。本日のように、条例を作っていくと同時に連携を深めていただきたい。ご尽力はよく分かりました。

【委員 7】

今提案いただいた事柄について、次の会合で、学校現場や公安行政と関わってどういう啓蒙の仕方をしていくのかの中身について整理と、今も取り組んでいる内容も含めてどのように進めているのか整理して、まとめると、光が見えてくるのではないかと思う。

【幹 事】

これまでの取り組みを、条例を改正した段階でさらにどういった取り組みをしていくか整理して、考え方を報告したい。

【幹 事】

もう一度この委員会を開き、本日の意見を整理した上で条例の骨子案を作成し、もう一度意見を聞きたい。次回までに資料をそろえ、条例の骨子案という形で示したい。

他に意見がなかったため、議事1については終了。

議事2 その他について

【幹 事】

野外活動センターについてのPR。現在工事中の新管理棟が3月竣工、4月から利用可能。来年度は食事環境の充実として、サイトごとに工事をするので、きれいな食事環境で利用できる。

【委員 6】

自殺防止関係について。奈良県は自殺率が全国で最低。原因を調べたところ、奈良の地域性にあると分かってきた。コミュニティがまだ生きているのではないか。地域性・コミュニティとは全国で最近大事にされている言葉。学校は、地域は、行政府はコミュニティとして機能しているのだろうか。この場合のコミュニティとは関係性。つながり

がちゃんと持っていると自殺予防になる。つながりの話。よい意味で言うと地域性。悪い意味で言うと、生活するのに窮屈感があるという面もある。しかし、窮屈感を解放するためにばらばらになってしまったということを考えると、諸刃の剣のような面もあるが、よい面があるとするならばそれは大事に取り上げて全国にアピールするべきだ。そういう視点をもって、がんばってまとめ上げられるようにしていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

【委員 7】

今日はいろんなご意見をいただきました。次回の会議までに検討し、まとめまして、提示をさせていただきたいと思います。この条例が本当によい条例になりますようご協力をよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。